

事務連絡
平成24年3月27日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長

文書提出命令に係る意見書例等の送付について

文書提出命令の申立てがあった場合の留意事項については、平成23年6月15日付け事務連絡「文書提出命令に係る業務参考資料の送付等について」の記の2に示したところであるが、文書提出命令に係る審尋手続に基づき裁判所から意見を求められた場合（民訴法223条2項）の意見書例を下記1のとおり作成したので、意見書の作成に当たって参考とされたい。

また、下記の2、3のとおり、文書提出命令に係る関係資料を送付するので併せて参考とされたい。

記

1 意見書例

(1) 意見書例1 「原告被災者遺族から、被告会社社員の聴取書等について、文書提出命令の申立てがあったもの」(1頁)

(2) 意見書例2 「被告会社から、原告の聴取書について、文書提出命令の申立てがあったもの」(19頁)

2 文書提出命令申立一覧（平成23年度追加）(31頁)

3 文書提出命令に係る決定(平成23年12月16日 岡山地方裁判所)(35頁)

意見書例 1 原告被災者遺族から、被告会社社員の聴取書等について、文書提出命令の申立てがあったもの

【対象文書】

1. 「聴取書」(被告会社社員聴取)
2. 「精神障害等の業務起因性判断のための調査票」
3. 「実地調査復命書」(被災者の自殺にかかる業務上外)

【労災認定概要】精神障害事案（業務上）

被災者は(株)○○○(以下「被告会社」という。)に所属し、建築現場において、施工管理業務に従事していたが工期が短かったこともあり時間外労働や休日労働が続く中、自宅内で絶死しているところを発見された。

被災者の遺族(以下「原告被災者遺族」という。)は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は、調査の結果、被災者は業務による心理的負荷に起因して精神障害を発症し、自殺に至ったものと判断し、これらを支給する旨の処分を行った。

【文書提出命令申立概要】

原告被災者遺族が被告会社に対し損害賠償を求めた民事訴訟において、原告被災者遺族より、証明すべき事実を『被告会社における過重労働が原因で、被災者がうつ病を発症し、その結果死に至った事実』として、監督署長が所持する本件業務上外認定に関する文書について、文書提出命令の申立てがあったもの。

なお、原告被災者遺族は、当該文書提出命令の申立てに先立ち、個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求により、対象文書2, 3についてはその写しの交付を受けている。

- ※ 個人情報保護法に基づく開示請求により、既に文書の写しの交付を受けている書証の申出を文書提出命令によってする必要性が認められないとの主張部分については_____線を付している。
- ※ 事案の内容によって、文言の変更を要する部分については_____線を付している。

(意見書例 1)

平成〇年(〇) 第〇〇〇号文書提出命令申立事件

基本事件 平成〇年(〇) 第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○○ ○○ 外

被告 株式会社〇〇〇

文書提出命令の申立てに対する意見書

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部

裁判官 ○○ ○○ 殿

〇〇労働基準監督署長

平成〇年〇月〇日付けの「審尋書」について、下記のとおり意見を述べる。

記

第 1 本件文書提出命令の申立ての対象文書

平成〇年〇月〇日付け文書提出命令申立書による文書提出命令の申立て

(以下「本件申立て」という。)は、原告〇〇〇〇及び〇〇〇〇と被告株式

会社〇〇〇（以下「被告会社」という。）との間の〇〇地方裁判所平成〇年（〇）第〇〇〇号損害賠償請求事件において、原告らが文書の所持者である本職に対し、①会社関係者聴取書、②精神障害等の業務起因性判断のための調査票、③被災者の自殺に係る業務上外についての実地調査復命書の提出を求めるものである。

本件申立ての対象文書は、次に掲げる各文書（以下「本件各文書」という。）と特定する。

- 1 平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書1」という。）
- 2 平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書2」という。）
- 3 平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書3」という。）
- 4 様式1精神障害等の業務起因性判断のための調査票（以下「本件文書4」という。）
- 5 復命年月日平成〇年〇月〇日実地調査復命書（以下「本件文書5」という。）

第2 意見の要旨

- 1 本件文書1ないし3は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。
- 2 本件文書4のうち被告会社関係者からの聴取内容を引用した部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。

なお、本件文書4のうち、被告会社関係者からの聴取内容を引用した部分以外の部分は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく保有個人情報の開示請求に対する平成〇年〇月〇日付けの開示決定により、申立人に対し既にその写しを交

付していることから、当該開示決定において一部不開示とされた部分（開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報等）を除き、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要性が認められない。

3 本件文書5のうち「署長意見」欄・「調査官意見」の項目は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。

なお、本件文書5については、個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に対する平成〇年〇月〇日付けの開示決定により、「署長意見」欄・「調査官意見」の項目も含め、申立人に対し既にその写しを交付していることから、当該開示決定において一部不開示とされた部分（開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報）を除き、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要性が認められない。

第3 民事訴訟法220条4号ロについて

1 民事訴訟法220条4号ロ「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

2 民事訴訟法220条4号ロ「その提出により公共の利益を害し、又は公

務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））。また、その判断に当たっては、インカメラ手続等によつて、当該文書の具体的な内容を十分に把握した上でされるべきである（同）。

第4 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定の要旨

第5において本件各文書について検討する前提となる最高裁判所の決定について、その要旨を記載する。

- 1 文書提出命令に関しては、労働安全衛生法に基づき労働災害の発生原因等の調査結果が記載された災害調査復命書が民事訴訟法220条4号ロに該当するか否かが争われた事件についての最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（以下「最高裁決定」という。）が示されており、その要旨は以下のとおりである。
 - 2 労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書には、①当該調査担当

者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内の計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当者の意見、署長判断及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

「①の情報」に係る部分は、事業者や労働者らからの聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていることなどにかんがみると、「①の情報」に係る部分が本案事件において提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできない。

第5 本件各文書の検討

1 本件文書1ないし3について

(1) 本件文書1ないし3の概要

本件文書1ないし3は、いずれも、労働基準監督署の調査担当者が供述者から聴取した内容がそのまま記載されている。具体的には、冒頭において、住所、職業、氏名及び生年月日により供述者が特定された上、

特定の日付、場所において「次のとおり聴取した」旨記載され、当該記載以降、聴取書のほぼ全般にわたって、供述者を一人称とする口語調の聴取内容が、内容に応じて項目を付された上で記載されている。そして、その末尾には、当該供述者において記載された聴取内容に誤りがないことを確認して署名押印した旨の記載とともに、当該供述者の署名押印がされている。聴取内容の表現は、主観的なもので、また、聴取に係る事実の経験者の供述として迫真性の高いものになっている。また、上記聴取書に、調査担当者の分析評価等は含まれていない。

(2) 本件文書1ないし3に記載された聴取内容

本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、供述者の主観的評価も交えた被告会社の労務管理の状況（本件文書1ないし3）、被災者の勤務状況（本件文書2、3のみ）、被災者が担当した工事現場の状況（本件文書2、3のみ）等のほか、故〇〇〇〇氏（以下「被災者」という。）の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・評価（本件文書1ないし3）といった供述者の内心に属する事項や、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日（本件文書1ないし3）、供述者自身の経歴（本件文書1ないし3）、供述者自身の勤務実態（本件文書3のみ）といった専ら供述者の個人的な事項も含まれている。

(3) 本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

ア 本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、供述者の個人的な事項

も含めてほぼそのまま記載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、これが本案事件において提出されることにより、調査に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

イ 本件文書1ないし3を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書1ないし3に係る供述者は、いずれも、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるものとの前提で聴取に応じているものと考えられる。したがって、聴取内容が広く一般に公開されることまで受け入れ、若しくは予想して供述に応じているものではないと考えるべきである。

そして、本件文書1ないし3においては、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載され、かつ、当該聴取内容に係る供述者が特定されているから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該供述者がどのような事項を供述したかがその内心に属する事項とともに明らかとなる。また、当該供述者の供述が労災請求に対する判断にどのような影響を及ぼしたかを推測し得ることとなる。 そうなれば、供述者において、当該労災認定の結果や供述内容について利害を有する者から、当該供述者の供述により不利益を被ったとして有形・無形の不利益な取扱いや当該供述者の供述により心情を害されたなどとして抗議を受けることを危惧することは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書等を提出す

るような場合には、提出するについて供述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった供述者としては、それにより聴取書等を提出されないことについてより高い期待・信頼を抱くことになっていりというべきである（なお、本件文書1ないし3に係る供述者は、いずれも、当該文書を提出することについて同意しない旨の意思を表示している。）。

しかも、本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、上記(2)で述べたとおり、供述者の主觀的評価も交えた被告会社の労務管理の状況（本件文書1ないし3）、被災者の勤務状況（本件文書2、3のみ）、被災者が担当した工事現場の状況（本件文書2、3のみ）等のほか、被災者の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・評価（本件文書1ないし3）といった供述者の内心に属する事項や、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日（本件文書1ないし3）、供述者自身の経歴（本件文書1ないし3）、供述者自身の勤務実態（本件文書3のみ）といった専ら供述者の個人的な事項も含まれているのである。

さらにいえば、本件申立ての立証趣旨（被告会社における過重労働が原因で、被災者がうつ病を発症し、その結果死に至った事実）との関係において、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難い。

自らの個人的な事項に関する供述がそのままに、しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されて一般に公開されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事者（労災請求の請求人に限られない。）及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、その結果、聴取内容が飽くまで労災請求に

対する判断の資料として用いられるものであるとの供述者からの信頼を著しく損ない、以後関係者の協力を得ることが著しく困難となるというべきである。

したがって、本件文書1ないし3を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

(4) 本件文書1ないし3は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書1ないし3は、上記(3)のアに述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。

しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること」を理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書1ないし3には、上記(3)のイに述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書1ないし3はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するというべきである。

(5) 調査権限や罰則が存在するとしても、聴取内容を提出することにより、供述者の協力を得ることが困難となり、公務の遂行に著しい支障を生ずること

上記第4の最高裁決定は、災害調査復命書には、関係者からの聴取内容がそのまま記載されているわけではないことのみならず、労働基準監督署長には、関係者からの報告の提出等の権限があり、これに応じない場合の罰則も設けられていることも合わせて関係者の協力を得ることが著しく困難とはならないと判断している。

しかし、最高裁決定でいう権限や罰則は、労働安全衛生法に基づくものであり、同法の違反（同法120条4号、5号）については、労働基準監督官は同法92条に基づき、自ら捜査し、検察庁に送致できるものである。一方、本件における関係者からの報告の提出等の権限や罰則に関しては、労働者災害補償保険法に基づくものであり、同法の違反（同法53条1号、2号）について、労働安全衛生法におけるように労働基準監督官が自ら捜査する権限はなく、警察機関に告発するのみである。このように、労働安全衛生法に基づく権限と労働者災害補償保険法に基づく権限は強制力の程度が異なっており、これらを同視することはできない。

のことから、労働者災害補償保険法に基づく調査権限は、労働安全衛生法におけるような捜査権限を背景にしたものではないことから、関係者との信頼関係がより重要となるところである。

したがって、本件のように、労災認定に関する調査において、その円滑な遂行のために十分な供述を得るために、供述の契機があるということだけでは足りず、供述者の積極的な態度や自由な会話の機会を持つことが必要かつ重要であり、そのためには供述者の信頼を確保することが必要である。

関係者が、民事訴訟において一般に公開され、何人でも原則として閲覧でき、当事者・利害関係者に贈写され得る状態となることを懸念して調査への協力を拒む場合に、罰則を背景とした強制的な契機により供述を求めたとしても、供述者の反感を買い、調査担当者の質問に対する必要最小限の回答しか得られないことは明らかである。そのような場合、一応虚偽ではない回答を得ることができたとしても、調査の円滑な遂行に十分な回答や、新たな調査の観点、端緒となるような回答を得ることができなくなる。調査担当者は事故の関係者等ではないから、当初の資料（請求人の提出した主張や客観的な資料）から知り得る情報は限られている。そこから見い出される調査の観点、端緒のみに基づき質問を行い、回答を得られたとしても、限定的な情報しか得られない。関係者の積極的な供述を得ることにより、新たな事実・端緒を得ることができ、さらにそれにに基づく調査を行うことにより、適正な事実認定が可能となるのである。適正な事実認定を円滑に行うことができなければ、公務の遂行に著しい支障を生ずることは明らかである。

(6) 鳥取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定について

鳥取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定（公刊物未登載）は、本件と同様に労災認定の手続において作成された同僚等の聴取書等について、民事訴訟法220条4号ロに該当すると判断し、労働基準監督署長の文書提出義務を否定した。同決定については上訴がなく確定している。

2 本件文書4について

(1) 本件文書4の概要

本件文書4は、精神障害等の業務上外の判断のための調査票であり、労働基準監督署の調査担当者が調査結果を所定の様式にまとめたもので

ある。

本件文書4には、一定の様式に、①被告会社の事業概要、②事案の概要、③就業条件等一般的な事項、④出現した心身の症状等に関する事項、⑤自殺の状況等に関する事項、⑥業務による心理的負荷に関する事項、⑦業務以外の心理的負荷に関する事項、⑧個体側要因に関する事項、⑨主治医・産業医の意見、⑩請求人提出の意見書の項目に分かれている。

これらのうち、④、⑥～⑧の項目のうちに、原告や被告会社関係者からの聴取内容が引用されており、併せて供述者の氏名が明記されている。

(2) 本件文書4の不提出部分

本件文書4のうち不提出部分は、被告会社関係者の聴取内容を引用した部分である。

当該部分には、被告会社関係者の聴取書に記載された内容のうち、被告会社の業務内容、被告会社の労務管理の状況等が主観的評価も交えて述べられた部分のみならず、被災者の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・認識・評価等が述べられた部分も引用されています。しかも、聴取書に記載された事項の一部が、「私」との記載を特定の苗字に変更する、語尾を整えるなどの変更を加えただけで、供述者がだれであるかが特定された上でほぼそのまま引用されている。

(3) 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

ア 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、供述

者の個人的な印象等も含めてほぼそのまま記載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、これが本案事件に提出されることにより、調査に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

イ 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分には、上記(2)に述べたとおり、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなく引用され、かつ、当該聴取内容ごとに供述者が特定されているから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該供述者がどのような事項を供述したかがその内心に属する事項とともに明らかになる。また、当該供述者の供述が労災請求に対する判断にどのような影響を及ぼしたかを推測し得ることとなる。そうなれば、供述者において、当該労災認定の結果について利害を有する者や供述内容が特定の者に不利益を与えるおそれがある者から、当該供述者の供述により不利益を被った、心情を害されたなどとして抗議や有形・無形の不利益な取扱い等を受けることを危惧することは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書等を提出するような場合には、提出するについて供述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった供述者としては、それにより聴取書等を

提出されないことについてより高い期待・信頼を抱くことになってい
るというべきである。

しかも、本件文書4に引用された聴取内容には、上記(2)に述べたと
おり、供述者の主観的評価を交えた被告会社の労務管理の状況や、被
災者の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・認識・
評価等といった供述者の内心に属する事項も含まれ、かつ、供述者が
だれであるかが特定された上でそのまま引用されているのである。さ
らにいえば、本件申立ての立証趣旨(被告における過重労働が原因で、
被災者がうつ病を発症し、その結果死に至った事実)との関係におい
て、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難
い。

自らの個人的な事項に関する供述が基本的にそのままの供述をしたままに、
しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されて一般
に公開されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事
者及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、そ
の結果、聴取内容があくまで労災請求に対する判断の資料としてのみ
用いられるものであるとの信頼を著しく損なうことになることは明ら
かであり、以後関係者の協力を得ることが著しく困難となるというべ
きである。

したがって、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した
部分は、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障が生ず
るおそれが具体的に存在することは明らかである。

(4) 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、最高裁
決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそ
れが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最

高裁判所判例解説民事篇平成17年(下)728ページ(注26)も
のではあるが、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した
部分は、上記(3)のアに述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘
密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情
報」に形式的には該当するものである。しかしながら、最高裁決定は「①
の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引
用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査
結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析
評価と一体化させたものが記載されていること」を理由として、「①の
情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生
ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたもの
である。そうすると、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引
用した部分には、上記(3)のイに述べたとおり、聴取内容が調査担当者に
よって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化さ
れることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らし
ても、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分はこ
れを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体
的に存在するというべきである。

3 本件文書5について

(1) 本件文書5の概要

本件文書5は、被災者に係る遺族補償一時金及び葬祭料の労災請求に
ついての実地調査復命書であり、労働基準監督署の調査担当者による保
険給付に関する調査結果が一定の様式によりとりまとめられたものであ
る。

本件文書5は、一定の様式の復命書に、調査内容、調査官意見及び署

長意見が一体となって実地調査復命書を構成している。

本件文書5に具体的に記載されている項目は、①〇〇労働局地方労災医員協議会意見書の要旨、②被災者の精神障害の発症年月日、③遺族関係等について、④被災者の平均賃金及び特別給与の額に分けられている。
また、調査官意見は「調査官意見」欄に「後述のとおり」と記載され、本文最後の頁に掲載されている。

(2) 本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目について
本件文書5には、「署長意見」及び「調査官意見」が記載されており、
当該部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当するものであるが、上記第2の3のなお書きに記載したとおり、申立人は既に個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示手続により当該部分が開示された本件文書5の写しを所持していることから、当該開示手続において不開示とされた開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を除き、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要は認められないものである。

なお、「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目に係る部分が民事訴訟法220条4号ロに該当する理由について、念のため以下に述べる。

ア 本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は、公務員の所掌事務に属する秘密が記載されたものであること
本件文書5の「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目に記載された内容は、被災者の精神障害に関する業務上外の判断についての行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されているものであり、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって、公表を予定していないものであるから、「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は公務員の所掌事務に属する秘密が記載されたものである。

イ 本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目を明ら

かにすることにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目には、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されているものであり、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって、公表を予定していないものである。これらの記載が本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害されることになることから、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

(3) 本件文書5のうち、「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目には、上記(2)に述べたとおり、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「②の情報」に該当するものである。最高裁決定は「②の情報」に係る部分について、「行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することが明らかである」と判断されたものである。そうすると、本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は、最高裁決定に照らしても、これを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

意見書例2 被告会社から、原告の聴取書について、文書提出命令の申立てがあったもの

【対象文書】

1. 「聴取書」(原告聴取)

【労災認定概要】精神障害事案 (業務外)

原告は△△△(株)に所属し、事務職として勤務していたが、△△△(株)のグループ会社である〇〇〇(株)(以下「被告会社」という。)の社員の送別会の場において、被告会社取締役らから、セクシュアルハラスメント受けたことが原因で精神障害を発症したとして、監督署長に対し療養の費用及び休業補償給付の請求を行った。

監督署長は、調査の結果、原告の疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを不支給とする旨の処分を行った。

【文書提出命令申立概要】

原告が被告会社に対し損害賠償を求めた民事訴訟において、被告会社より、証明すべき事実を『原告が精神疾患を罹患した原因出来事であると主張する送別会が被告会社の業務とは関係ないものであること』として、本件業務上外認定に関する文書について、監督署長が所持する文書提出命令の申立てがあったもの。

※ 事案の内容によって、文言の変更を要する部分については____線を付している。

(意見書例2)

平成〇年(〇)第〇〇〇号文書提出命令申立事件

基本事件 平成〇年(〇)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○〇〇〇

被告 ○〇〇株式会社

文書提出命令の申立てに対する意見書

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 ○〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署長

平成〇年〇月〇日付けの「審尋書」について、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 本件文書提出命令の申立ての対象文書

平成〇年〇月〇日付け文書提出命令申立書による文書提出命令の申立て
(以下「本件申立て」という。)は、原告○〇〇〇と被告○〇〇株式会社
(以下「被告会社」という。)との間の〇〇地方裁判所平成〇年(〇)第
〇〇〇号損害賠償請求事件において、被告会社が文書所持者である本職に
対し、「原告に係る労働者災害補償保険法の業務上外認定に関する一件記

録」のうち、被告会社の申立てに係る平成〇年〇月〇日付けの文書送付嘱託に対して、本職が送付を差し控えた文書の提出を求めるものである。

本件申立ての対象文書は、平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書」という。）と特定する。

第2 意見の要旨

本件文書は、民事訴訟法220条4号口に該当する。

したがって、本件申立ては却下されるべきである。

第3 民事訴訟法220条4号口について

1 民事訴訟法220条4号口「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

2 民事訴訟法220条4号口「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性

格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））。

第4 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定の要旨

第5において本件文書について検討する前提となる最高裁判所の決定について、その要旨を記載する。

- 1 文書提出命令に関しては、労働安全衛生法に基づき労働災害の発生原因等の調査結果が記載された災害調査復命書が民事訴訟法220条4号ロに該当するか否かが争われた事件についての最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（以下「最高裁決定」という。）が示されており、その要旨は以下のとおりである。
2 労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書には、①当該調査担当者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当

者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

「①の情報」に係る部分は、事業者や労働者からの聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていることなどにかんがみると、「①の情報」に係る部分が本案事件において提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできない。

第5 本件文書の検討

1 本件文書の概要

本件文書は原告を供述者とする聴取書であり、労働基準監督署の調査担当者が供述者から聴取した内容がそのまま記載されている。具体的には、冒頭において、住所、職業、氏名及び生年月日により供述者が特定された上、特定の日付、場所において「次のとおり聴取した」旨記載され、当該記載以降、聴取書のほぼ全般にわたって、供述者を一人称とする口語調の聴取内容が、内容に応じて項目を付された上で記載されている。そして、その末尾には、当該供述者において記載された聴取内容に誤りがないことを確認して署名押印した旨の記載とともに、当該供述者の署名押印がされ

ている。聴取内容の表現は、主観的なもので、また、聴取に係る事実の経験者の供述として迫真性の高いものとなっている。また聴取書に、調査担当者の分析評価等は含まれていない。

2 本件文書に記載された聴取内容

本件文書に記載された聴取内容は、原告が労災請求に至った経過等のほか、被告会社の関係者に対する供述者の主観的な評価といった供述者の内心に属する事項や、供述者の家庭環境、供述者の過去における医療機関への受診歴、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら供述者の個人的な事項も含まれている。

3 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

(1) 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書に記載された聴取内容は、供述者の個人的な事項も含めてそのまま記載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、これが本案事件において提出されることにより、供述者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

(2) 本件文書を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書に係る供述者は、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判

断の資料として用いられるものとの前提で聴取に応じているものと考えられる。したがって、聴取内容が広く一般に公開されることまで受け入れ、若しくは予想して供述に応じているものではないと考えるべきである。

そして、本件文書においては、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載され、かつ、当該聴取内容に係る供述者が特定されているから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該供述者がどのような事項を供述したかがその内心に属する事項とともに明らかとなる。そうなれば、供述者において、供述者が主観的な評価を述べた者から有形・無形の不利益な取扱いを受け
ることを危惧することは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書を提出するような場合には、提出するについて供述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった供述者としては、それにより聴取書を提出されないことについてより高い期待・信頼を抱くことになっているというべきである（本件文書に係る供述者は、当該文書を提出することについて同意しない旨の意思を表示している。）。

しかも、本件文書に記載された聴取内容は、上記2で述べたとおり、
被告会社の関係者に対する供述者の主観的な評価といった供述者の内心に属する事項や、供述者の家庭環境、供述者の過去における医療機関への受診歴、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら供述者の個人的な事項も含まれているのである。

さらにいえば、本件申立ての立証趣旨（原告が精神疾患を罹患した原因出来事であると主張する送別会が被告会社の業務とは関係のない

ものであること)との関係において、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難い。

自らの個人的な事項に関する供述がその供述したままに、しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事者及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、その結果、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるものであるとの供述者からの信頼を著しく損なうことは明らかである。そうすると、供述者が自らの個人的な事項に関する供述を差し控えたり、ありのままを供述することを躊躇することが考えられ、その結果、適正な労災認定が困難となる。

特に、本案事件における原告のように精神障害を発病したとして労災請求がなされた場合においては、行政は、平成23年12月26日付け基発第1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「通達」という。）に基づき、業務における出来事のみならず、業務以外の出来事の有無とその内容のほか、精神障害の既往歴、アルコール依存状況等といった請求人の個体側要因についても調査（通達第2の3、第4の3）した上で、それらを総合的に評価して業務上外の判断をする必要があるところ、供述者から自らの個人的な事項についての率直な供述を得られないこととなると、精神障害事案の適正な労災認定に困難を来すこととなる。

したがって、本件文書を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在する。

4 本件文書は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最

高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書は、上記3の(1)に述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていることを理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書には、上記3の(2)に述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するというべきである。

5 調査権限や罰則が存在するとしても、聴取内容を提出することにより、供述者の協力を得ることが困難となり、公務の遂行に著しい支障を生ずること

上記第4の最高裁決定は、災害調査復命書には、関係者からの聴取内容がそのまま記載されているわけではないことのみならず、労働基準監督署長には、関係者からの報告の提出等の権限があり、これに応じない場合の罰則も設けられていることも合わせて関係者の協力を得ることが著しく困難とはならないと判断している。

しかし、最高裁決定でいう権限や罰則は、労働安全衛生法に基づくものであり、同法の違反（同法120条4号、5号）については、労働基

準監督官は同法92条に基づき、自ら捜査し、検察庁に送致できるものである。一方、本件における関係者からの報告の提出等の権限や罰則に関しては、労働者災害補償保険法に基づくものであり、同法の違反（同法53条1号、2号）について、労働安全衛生法におけるように労働基準監督官が自ら捜査する権限はなく、警察機関に告発するのみである。このように、労働安全衛生法に基づく権限と労働者災害補償保険法に基づく権限は強制力の程度が異なっており、これらを同視することはできない。

のことから、労働者災害補償保険法に基づく調査権限は、労働安全衛生法におけるような捜査権限を背景にしたものではないことから、供述者との信頼関係がより重要となるところである。

したがって、本件のように、労災認定に関する調査において、その円滑な遂行のために十分な供述を得るために、供述の契機があるということだけでは足りず、供述者の積極的な態度や自由な会話の機会を持つことが必要かつ重要であり、そのためには供述者の信頼を確保することが必要である。

供述者が、民事訴訟において一般に公開され、何人でも原則として閲覧でき、当事者・利害関係者に謄写され得る状態となることを懸念して積極的な協力が得られない場合に、罰則を背景とした強制的な契機により供述を求めたとしても、供述者の反感を買い、調査担当者の質問に対する必要最小限の回答しか得られないことは明らかである。そのような場合、一応虚偽ではない回答を得ることができたとしても、調査の円滑な遂行に十分な回答や、新たな調査の観点、端緒となるような回答を得ることができなくなる。供述者の積極的な供述を得ることにより、新たな事実・端緒を得ることができ、さらにそれに基づく調査を行うことにより、適正な事実認定が可能となるのである。適正な事実認定を円滑に

行うことができなければ、公務の遂行に著しい支障を生ずることは明らかである。

6 烏取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定について

鳥取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定（公刊物未登載）は、本件と同様に労災認定の手続において作成された同僚等の聴取書等について、民事訴訟法220条4号ロに該当すると判断し、労働基準監督署長の文書提出義務を否定した。同決定については上訴がなく確定している。